## 平成30年度包括外部監査結果に対する措置状況(市長事務部局)

## 監査テーマ:防災に関する事務事業の執行について

## 令和元年10月末現在

指摘結果		   報告書   ページ	所管課名	   指摘事項名	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
	2	41	防災危機管理課	自主防災会の設立	自主防災会が未設立の地区については現在設立を協議中とのことであるので、引き続き設立に向けて協議を 続けられたい。	自主防災会が未設立の地区について、設立の協議や 働き掛けを継続して実施する。	措置済
	3	42	防災危機管理課	事業所における消防計画 の作成	消防計画を作成していない事業所は約14%ある。民間の事業所であり、市に強制力はないものの、達成するように指導助言されたい。	事務を所管する消防本部において、春・秋の火災予防 運動期間中の立入検査に際し、未作成事業所に対する 作成提出の指導を引き続き実施する。	措置済
	9	50	防災危機管理課	高潮防災対策の検討	県が高潮浸水想定区域を指定した際には、防災計画に基づき、高潮災害のおそれのある区域について、避難指示(緊急)等発令基準の明確化、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を検討する必要がある。	今後、県において、水防法に基づく「高潮特別警戒水位」及び「高潮浸水想定区域」の指定があった場合は、 当該指定結果を踏まえ、高潮防災対策の検討を行う。	措置済
	10	53	政策推進課	対象経費の明確化について	「八戸市都市研究検討会」に要する経費について、対 象経費や限度額を規約で明確に示すことが望ましい。	令和元年度に、八戸市都市研究検討会規約を改正 し、市の負担限度を明記した。	措置済
	13	61	市民連携推進課	「八戸市災害ボランティア センター運営マニュアル」 の適時な改定について	東日本大震災の経験を踏まえて策定された運営マニュアルは、平成25年3月策定から改訂されておらず、毎年の総合防災訓練の結果等から、随時必要と思われる点を反映していくことが必要である。	平成31年3月に、市総合防災訓練を通じて確認された 改善点を反映させた運営マニュアルへ改訂した。	措置済
3		65	まちづくり文化推 進室	八戸工場大学に関する 再委託について	平成29年度八戸情報発信監修業務委託について、再 委託先と受託者の関わりが不明確、かつ、再委託先が委 託料の全額を受領していることを踏まえ、一者随意契約 とすることは適当ではなく、再委託先についても唯一無 二とする理由に乏しく、競争性の高い手続きを経て委託 先を選定する必要がある。	平成30年度から、平成29年度の再委託先と直接契約をするよう是正している。 なお、当委託については、委託先がロゴデザインの著作権者であること等の理由により、競争性の高い手続により選定することはできないが、今後同様の委託を行う場合には、業務内容に応じて、指名競争入札や企画競争入札を経て委託先を選定するよう是正する。	措置済
	15	66	まちづくり文化推進室	南郷アートプロジェクト業 務委託の変更契約につ いて	事業経費から事業収入を除いた金額をもって委託料として積算することを契約書もしくは仕様書で明確にしておく必要がある。	本委託は既に終了しているが、今後同様の委託契約を 結ぶ際には、事業経費から事業収入を除いた金額を委 託料として積算することを仕様書に明記する。	措置済

指摘結果	区分 意見	報告書ページ	所管課名	指摘事項名	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
	16	66	まちづくり文化推 進室	南郷アートプロジェクト業務委託の精算報告について		本委託は既に終了しているが、今後同様の委託を行う場合には、事業収入控除前の支出明細で精算報告を行うこと、また、制作管理費は一般管理費として取り扱うことを契約書又は仕様書へ明記する。	措置済
	19	70	住民税課	り災証明書の申請日につ いて	被災者から申請があった際、遅滞なく被害の状況を調査し、り災証明書を交付しなければならないが、り災証明申請書(り災届出書)には申請の日付を記載する欄がないため、「遅滞なく」事務が行われているか否かの判断ができない。 このため、り災証明申請書に申請日の記載欄を作成し、申請書を受理する際は必ず、申請日欄に正しい日付が記載されていることを確認しなければならない。	加した。	措置済
	20	72	住民税課	り災証明書に関する「届 出証明書」の発行につい て	大規模災害を想定すると、発行事務が滞らないようにするには事務手続は少ない方が望ましいことから、り災証明書を発行するために2回決裁することは災害時の事務手続としては効率的ではなく、また、り災届出証明書は特に提出先もないため、省略が可能であると考えられる。 このため、り災届出証明書の発行については、その必要性について再検討し、削除する方向で改正することが望ましい。	令和元年度から、八戸市り災証明書等取扱要綱の一部を改正し、り災届出証明書の発行を不要とした。	措置済
	22	77	産業労政課	補助により設置された機 械装置等の稼働確認に ついて	する条項を追加することにより、市が適時に直接、機械	令和元年度から、補助金交付要領に、機械装置等の耐用年数が経過するまでの期間、市長が必要があると認めるときは、補助事業者にその稼働状況に関し報告させることができる旨の規定を明記した。	措置済
	24	84	水産事務所	荷さばき施設A棟の利用 促進について	A棟の稼働率を上げるべく、より高い商品価値を付すような事業者の誘致を図るとともに、施設の遊休期間を縮減させるよう、一般の漁業者の利用等も含めて、種々の利用促進策を検討し実施する必要がある。	令和元年度から、利用漁船の誘致を図るため、県外の船主24社を訪問し、A棟のPRを行った。 今後も、荷捌き所A棟稼働率向上検討会において、更なる利用促進策を検討のうえ、可能なものから順次実施する。	措置済

指摘結果	区分 意見	報告書 ページ	所管課名	指摘事項名	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
	25	87	福祉政策課	債権管理について	東日本大震災に係る災害援護資金貸付について、平成30年9月30日時点での滞納額は1,026,725円、滞納者数は4名である。 滞納者について返済が滞っている原因などを慎重に調査し、回収に努めなければならないが、調査の結果次第では、他の公的制度などに誘導するなどの対応を考える必要がある。	令和元年度から、滞納者へ生活困窮状況等の調査を 実施し、必要に応じてヒアリングや返済に向けた相談に 対応するとともに、支払猶予制度の案内を実施した。	措置済
5		101	障がい福祉課	FAX一斉送信システム (BizFAX)による情報発 信の必要性及び運用方 法の再検討について	聴覚障がい者への緊急情報発信に際して、FAX一斉 送信システム(BizFAX)を利用する必要性を確認するとと もに、どのような情報を発信するのか、対象とする情報に ついても、事前に明確にしておく必要がある。	令和元年度から、防災危機管理課と協議の上、情報発信基準や災害規模ごとの発信内容のひな型、発信手順を決定した。 なお、希望者がいる限り聴覚障がい者へのFAXによる情報発信は必要不可欠であり、また、災害時等においては一刻も早く情報発信をしなければならないことから、当該システムの利用を今後も継続する。	措置済
	29	98	契約検査課 (子育て支援課)	くじによる発注先決定に ついて	くじによる当たりはずれで工事の受注が決まるという側面が強まっているため、国の方針や他の地方公共団体の工夫を参考にしつつ、様々な検討を加える余地がある。	令和元年度から、工事における最低制限価格及び低入札価格調査基準価格が類推されにくくなるよう、国の改定に準じて、最低制限価格制度要綱及び低入札価格調査制度実施要綱を改正し、当該価格の設定上限を引き上げた。	措置済
	30	105	総合保健センター 推進室 (市民病院事務局 管理課)	ドクターカーV3の運行条件の明確化について	ドクターカー1号、2号とV3とで、運用状況などに違いが生じる理由、スペックの違い及びそれに起因する運用条件の違いなどについて、運用要綱、運用要領、運行協定書などにより明示しておくことが望ましい。	令和元年度から、ドクターカー運用要領を改正し、要 請基準を明記した。	措置済
	31	106	総合保健センター 推進室 (市民病院事務局 管理課)	市民病院からの請求について	市民病院からの請求に対して、市が請求内容をチェックする仕組みを運用要綱、運用要領、運行協定書などにより明確にしておくことが望ましい。	令和元年度から、ドクターカー運用要綱を改正し、関係市町村が請求内容等を確認できることを明記した。	措置済
	36	120	防災危機管理課	防災マップの住民への周 知・理解促進について	防災マップは、市内全戸・全事業所・転入者のほか、 求めに応じて自主防災組織や町内会等に対しても配布 しているが、印刷配布しただけでは不十分であり、利用 者である住民が防災マップを認知・理解し、防災意識を 高める必要があることから、説明会を開催するなど住民 への周知・理解促進に向けた取り組みを行う必要があ る。	令和元年度から、自主防災会連絡協議会での説明のほか、市内各地域の自主防災組織が実施する防災訓練や、各種団体が行う防災に関する研修会等において、防災マップを活用し、記載内容に係る具体的な説明を行っている。	措置済
	37	121	防災危機管理課	防災マップの在庫管理に ついて	平成24年度に印刷してから、しばらくは在庫管理を 行っていなかったため、配布部数が丸まった数字となっ ているが、増刷部数等を検討するにあたっては、適切な 在庫管理が求められる。次回、改定版を印刷配布する際 には、在庫管理を適切に行う必要がある。	平成31年1月から、1冊単位での在庫管理を行った。	措置済

指摘結果	区分 意見	報告書ページ	所管課名	指摘事項名	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
	38	123	防災危機管理課	履行確認の徹底について	ガソリン発電機点検業務委託仕様書によると、点検に加え、エンジンオイルの交換も行うことになっているが、 点検結果報告書では、エンジンオイルの交換に関する 報告がなされていないことから、今後は、文書にて業務 実施の報告を求め、履行確認を徹底する必要がある。	平成31年3月から、エンジンオイルの交換に関する報告がなされるよう実施報告書の様式を改訂した。	措置済
	39	123	防災危機管理課	点検結果の早急な対応 について	ガソリン発電機点検業務の点検報告書によると、点検を行った54台のうち、4台について不具合があり、燃料回り全点検が必要とのコメントがなされているが、平成30年10月5日時点で修理等の対応がなされておらず、寒くなる時期を考慮すると、早急に修理等の対応を行う必要がある。	平成31年3月に、新たに平成30年度に不具合が見つかった1台と合わせて修繕を行った。 また、令和元年度から、寒くなる時期を考慮しながら、 点検後に速やかに修繕等の対応を行う。	措置済
	43	130	防災危機管理課	災害時応援協定の管理 について ①災害時の医療救護に ついての協定について ②防災対策等への協力 に関する協定の運用につ いて	①締結から27 年が経過しており、用語や様式についても現在の防災計画と整合しないことも考えられるため、関係各所と協議し、必要に応じて更新・見直しを進めることが望まれる。 ②当協定では、運用上、申込件数が5件程度集まった場合に締結団体と協議して作業を実施することとしているが、本事業の実施対象者は、避難時に支援が必要となる者も多いと考えられるため、市と締結団体の協力体制を強化し、申し込みがあれば可能な限り速やかに転倒防止措置作業が実施できる体制を構築することが望まれる。	①令和元年度から、既存の協定を解約し、市地域防災計画の改訂などを踏まえた新たな協定を(一社)八戸市 医師会との間で締結した。 ②令和元年度から、締結団体と協議の上、申請のあった際は、随時作業を行うこととした。	措置済
	47	142	くらし交通安全課	防災に関するテーマ設定 について	八戸市安全・安心まちづくり推進協議会においては、 市民が安全で安心して生活できる災害・犯罪・事故に強い「まちづくり」を推進するために、定期的に防災に関するテーマを設定することが望ましい。	平成31年2月から、テーマ設定をくらし交通安全課、防 災危機管理課、教育指導課の3課で持ちまわることとし た。 また、平成30年度は、防災関係のテーマとして「八戸市 安全・安心情報発信事業について」を設定した。	措置済
	49	148	環境保全課	より適切な測定及び公表時期の設定について	水浴場利用者への情報提供という観点を踏まえ、測定時期及び調査結果の公表時期を設定することが望ましい。	令和元年度から、水浴場開設中の測定時期を開設直 後に設定し、測定結果が出次第、市ホームページに公 表した。	措置済
7		151	港湾河川課	再委託の届出について	再委託について、協定書では、市に届出をしてから委託することとなっているが、平成26年度以降、市には事後報告となっている。協定書に従い、あらかじめ、市に届け出たうえで契約を締結することが望ましい。	平成31年3月から、再委託の届出について、事前提出 を徹底している。	措置済

指摘結果	i区分 意見	, 報告書 ページ	所管課名	 指摘事項名	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
8		152	港湾河川課	備品一覧表の未更新に ついて	「備品一覧表」は現指定管理期間の開始時点(平成26年度)から更新されていないため、実在する備品の状況と一致していない可能性がある。備品一覧表は毎年度、現物確認を行った上で更新することが必要である。	令和元年度から、毎年度、現物確認をし、備品一覧表の更新を徹底している。	措置済
	50	152	港湾河川課	について	条例における施設の設置趣旨には、市民の防災意識 の高揚を図るためとあるが、そのような利用はされていな い。 水防センターの有効活用を図っていくことが期待さ れる。	令和元年度から、指定管理業務基準書に、「市民の防 災意識高揚のための講習等」を明記した。	措置済
	51	155	都市政策課	八戸市公共交通アテンダント乗継案内・モビリティマネジメント業務の委託 内容について	同一年度内に、4月から6月まで、7月から3月までの2期に分けて契約を締結している業務について、前者の契約書には「調査等として、委託者は、必要に応じ、委託等の実施状況について調査を行い、また、受託者に報告を求めることができる」との規定があるが、後者にはこの定めがないため、いずれの契約においても定めておくことが望ましい。	本事業は平成30年度で終了しているが、今後、同様の契約を結ぶ際には、当該調査に関する定めが規定されているか確認を行う。	措置済
	52	160	建築指導課	住宅の耐震化について	市民の意識はまだ十分ではなく、耐震化の必要性についての啓発活動を今後も継続していく必要がある。	令和元年度から、市広報紙へ木造住宅耐震化支援事業に係る記事を掲載するとともに、周知内容を見直しを図り、デジタルサイネージ等で周知を行った。	措置済
	53	168	建築指導課	要緊急安全確認大規模 建築物以外の特定建築 物への対応について	要緊急安全確認大規模建築物以外の所有者等へも、 周知・啓発しながら、耐震改修工事の実施を促していく 必要がある。	令和元年度から、要緊急安全確認大規模建築物以外 の努力義務の建築物についても耐震改修工事の実施を 促すため、特定既存耐震不適格建築物の管理者へ文 書等を送付した。	措置済